

第5章 付属資料

資料1 青梅市健康増進計画推進会議設置要綱

1 設置

青梅市の健康づくりに関する施策について検討し、青梅市健康増進計画（以下「計画」という。）の見直しおよびその円滑な推進を図るため、青梅市健康増進計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の見直しおよび改正に関すること。
- (2) 計画の推進における施策・事業の計画、点検等の進捗管理に関すること。
- (3) その他健康づくり施策に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 組織

推進会議は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 医療保健関係者の代表 4人
- (3) 企業関係者の代表 1人
- (4) 市民団体の代表 2人
- (5) 公募の市民 2人以内

4 委員の任期

委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 会長および副会長

- (1) 推進会議に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会議

推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

7 意見の聴取等

推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

8 報告

会長は、必要に応じて推進会議の検討経過および検討結果を市長に報告する。

9 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

10 庶務

推進会議の庶務は、健康担当課において処理する。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

12 実施期日等

(1) この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

(2) 第 4 項の規定にかかわらず、平成 23 年度に委嘱された委員の任期は平成 25 年 3 月 31 日までとする。

資料 2 青梅市健康増進計画推進会議委員名簿

* ◎…会長、○…副会長

氏 名	選 出 区 分	現 職
◎大木 幸子	学識経験者	杏林大学保健学部 教授
○土田 大介	医療保健関係者の代表	一般社団法人青梅市医師会 副会長
本間 祥継	〃	青梅市歯科医師会 副会長
岩浪 登	〃	一般社団法人青梅市薬剤師会 会長
小林 啓子	〃	東京都西多摩保健所 地域保健推進担当課長
菊池 一夫	企業関係者の代表	株式会社クレアンスメアード 代表取締役
宮口 泉	市民団体の代表	青梅市自治会連合会 副会長
野村 欣史	〃	青梅市スポーツ推進委員協議会 副会長 (平成30年7月1日就任)
永井 寅一	公募の市民	

任期：平成29（2017）年9月1日から平成31（2019）年8月31日まで

資料 3 青梅市健康増進計画庁内連絡会議設置要綱

1 設置

青梅市健康増進計画（以下「計画」という。）を円滑に推進するため、青梅市健康増進計画庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他健康施策に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 組織

連絡会議は、委員10人をもって組織し、次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 健康課長
- (2) 副委員長 スポーツ推進課長
- (3) 委員 企画政策課長、保険年金課長、高齢介護課長、障がい者福祉課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長、学務課長および社会教育課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の聴取または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、必要に応じて連絡会議の経過を青梅市長に報告する。

7 庶務

連絡会議の庶務は、健康担当課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。

9 実施期日

この要綱は、平成22年10月12日から実施する。

10 経過措置

- (1)この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
- (2)この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
- (3)この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。

資料 4 青梅市健康増進計画庁内連絡会議委員

区 分	所 属 部 課
委員長	健康福祉部健康課長
副委員長	経済スポーツ部スポーツ推進課長
委員	企画部企画政策課長
〃	市民部保険年金課長
〃	健康福祉部高齢介護課長
〃	健康福祉部障がい者福祉課長
〃	子ども家庭部子育て推進課長
〃	子ども家庭部子ども家庭支援課長
〃	教育部学務課長
〃	教育部社会教育課長

資料 5 青梅市自殺総合対策計画策定の審議経過

(1) 青梅市健康増進計画庁内連絡会議

	開催月日	会議要旨
第 1 回	7 月 3 日	青梅市自殺対策計画（仮称）策定に向けた今後の対応について
第 2 回	1 1 月 1 6 日	青梅市自殺総合対策計画（案）について
第 3 回	1 2 月 2 7 日	青梅市自殺総合対策計画（案）について
第 4 回	2 月 1 5 日	青梅市自殺総合対策計画（案）について
第 5 回	3 月 2 2 日	パブリックコメントの結果について 青梅市自殺総合対策計画（案）について

(2) 青梅市健康増進計画推進会議

	開催月日	会議要旨
第 1 回	7 月 1 7 日	青梅市自殺総合対策計画（仮称）未定稿の報告
第 2 回	2 月 2 5 日	青梅市自殺総合対策計画（素案）について

資料 6 パブリックコメントについて

青梅市自殺総合対策計画のパブリックコメントを実施しました。

1 意見募集概要

(1) 期間

平成 31 年 3 月 1 日（金）から 3 月 14 日（木）まで

(2) 周知方法

『広報おうめ』3 月 1 日号

(3) 閲覧場所等

各市民センター（11 か所）、中央図書館、行政情報コーナー、健康センター、市ホームページ

(4) 意見受付方法

閲覧場所に備え付けの用紙または市ホームページからダウンロードした用紙へ意見・必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

- ・ 直接健康センター窓口へ提出
- ・ 郵送
- ・ ファックス
- ・ 電子メール

2 募集結果

期間中、意見等の提出はなかった。

資料 7 参考資料

- ・青梅市「健康づくり・食育に関する市民意識調査（平成26年）」
- ・東京都西多摩保健所「保健医療福祉データ集（西多摩保健医療圏）」
- ・自殺対策基本法
- ・自殺総合対策大綱
- ・厚生労働省「自殺統計：地域における自殺の基礎資料」
- ・厚生労働省「人口動態統計」

青梅市自殺総合対策計画

発行日	平成31（2019）年3月
発行者	青梅市
編集	青梅市健康福祉部健康課
住所	〒198－8701 青梅市東青梅1－11－1
電話番号	0428－22－1111（代表）